

これは正本である。

平成24年7月19日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 安藤 秀 男



平成24年7月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 安藤秀男

平成24年(ネ)第2577号 BPO血液型慰謝料請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第26115号)

口頭弁論終結の日 平成24年6月12日

判 決

埼玉県和光市

控 訴 人 岡 野 誠

東京都千代田区紀尾井町1-1千代田放送会館7階

被 控 訴 人 放送倫理・番組向上機構

同 代 表 者 理 事 長 飽 戸 弘

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 宮 下 啓 子

同 大 石 雅 寛

同 大 島 晴 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決の控訴人敗訴部分のうち、次の請求に関する部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、20万円及びこれに対する平成16年12月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、平成16年12月8日付けで放送各局に要請した「血液型を扱う番組」に対する要望を取り下げよ。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、「血液型人間学研究者」を自称する控訴人が、被控訴人に置かれた委員会のうちの一つが血液型を取り扱うテレビ放送に関する要望(以下「本件要望」という。)を公表したことに関し、控訴人の名誉を毀損するなどの不法行為を理由として、被控訴人に対し、①慰謝料20万円の支払、②本来の血液型人間学に関する番組を放送することが放送基準に抵触しないことの確認、③本来の血液型人間学が学術的なものであることの確認、④本件要望の取下げ、⑤被控訴人のホームページからの削除をそれぞれ求めた事案である。

原判決は、控訴人の訴えのうち、②及び③の訴えをいずれも却下し、①、④及び⑤の請求をいずれも棄却したため、控訴人が、①及び④の部分のみを不服として、控訴した。

2 前提事実

前提事実は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1の(1)ないし(4) (原判決2頁18行目から3頁25行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当事者の主張

(本案前の主張)

(1) 被控訴人の主張

本件訴えは、本件要望が控訴人の名誉を毀損するとして、慰謝料請求及び本件要望の取下げ請求という形式をとっているものの、これらの請求の意図するところは、控訴人の主張する「本来の血液型人間学」なるものの学術性について法的な確認を求めることにあり、これは法令の解釈適用によって終局的に解決しうるものではなく、裁判所の判断するところではないから、法律上の争訟に当たらず、不適法な訴えである。

(2) 控訴人の主張

被控訴人の主張は争う。

(本案の主張)

(1) 控訴人の主張

ア 控訴人が研究している本来の血液型人間学は統計学を駆使した学術的なものであるにもかかわらず、本件要望は、これを占いの類と同列に扱い、血液型人間学もお遊び的なものだとして誹謗中傷し、血液型人間学も放送基準と抵触するとして、これに肯定的な放送番組をすることまで否定する内容になっている。

したがって、本件要望は、控訴人の名前や著作物等に触れていなくとも、血液型人間学の研究者である控訴人を侮辱し、控訴人の名誉を毀損していることになる。

また、血液型人間学に否定的な番組放送しか作られなくなることで控訴人の表現の自由や幸福追求権が侵害される。

イ 慰謝料の請求について

控訴人は、本件要望により、メディアに出演すること、血液型人間学に関する番組企画が採用されること、大学講師として採用されることが限りなく不可能に近くなった。

このように、本件要望が控訴人に与えた精神的苦痛は計り知れず、被控訴人は、控訴人に対し、慰謝料20万円を支払う義務を負うというべきである。

ウ 本件要望の取下げを求める請求について

また、被控訴人は、控訴人のような真の血液型人間学研究家の名誉回復を図るべく、本件要望を取り下げる義務を負うというべきである。

(2) 被控訴人の主張

本件要望は、血液型を扱う番組において、血液型と性格との関係が現在科学的に実証されていないにもかかわらず、あたかも実証済みであるかのように放送されていることを問題視して、各放送局に対し、血液型によっ

て性格が規定されるという見方を助長することがないよう、番組の見せ方の改善を要望するものであって、被控訴人の設立目的に基づいた内容の適切なものである。

また、本件要望は、たとえば血液型占いなど明らかに科学的でない事柄をあたかも科学的であるかのように扱うことに対する見直し、改善を求めているのであって、科学的根拠が実証された事柄を放送することについて問題視したり、排除したりしているものではない。

しかも、本件要望は、控訴人の氏名はもちろん、その著作物や研究等を含め控訴人に関して何ら言及するものではないし、本件要望を読んだ者をして控訴人という特定の人物を想起させる表現を用いているものでもない。

したがって、本件要望は、控訴人の名誉を毀損するものではないし、控訴人の表現の自由や幸福追求権を侵害するものでもない。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の主張について

慰謝料の支払を求める控訴人の訴えは、控訴人が被控訴人に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有するか否かという当事者間の具体的な権利義務の存否に関する訴えであり、本件要望の取下げを求める控訴人の訴えも、控訴人が被控訴人に対して本件要望を取り下げるという作為を求める権利を有するか否かという当事者間の具体的な権利義務の存否に関する訴えであり、いずれも法令の適用により終局的に解決することができるものであるから、法律上の争訟に当たる。

したがって、控訴人の訴えが不適法であるとする被控訴人の本案前の主張は理由がない。

2 控訴人の請求について

前記前提事実によれば、被控訴人は、放送事業の公共性と社会的影響の重大

性に鑑み、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的として、日本放送協会、民放連、民放連会員各社団体等から構成された団体であり、その中に、視聴者から寄せられた放送と青少年に関する意見について審議し、寄せられた意見及び本件委員会の見解を被控訴人の構成員に連絡するとともに公表し、放送事業者の自主的検討を要請し、その検討結果又は具体的対応についての報告を求めるなどする組織として本件委員会が設けられていることが認められ、特に放送と青少年との関わりについて本件委員会が設けられたのは、未成熟な青少年の健全な育成を阻害しないという観点から、未成熟な青少年が視聴する番組の向上に向けた審議等を行うという趣旨によるものと解される。

そして、前記前提事実によれば、本件要望は、本件委員会が、「血液型を扱う番組」に関して視聴者から寄せられた意見について審議し、見解をまとめて被控訴人の構成員に連絡するとともに公表したものであるが、本件要望の内容を検討すると、本件要望は、血液型によって人間の性格が規定されるという内容の「血液型に対する一種の固定観念とでもいうべき考え方や見方」が広く流布していることを前提として、このような考え方や見方については、それらを支える根拠は証明されていないこと、にもかかわらず、このような考え方や見方が実証済みであるかのように扱い、しかも、児童を被験者として、人道的に問題があるといわざるを得ない方法により実験を実施する内容の番組が存在すること、これらの点について、視聴者から多数の苦情が寄せられていること、本件委員会が、いくつかの番組について、放送局の見解を求めるなどしてきたが、改善されてはいないこと、このような「血液型を扱う番組」の現状は、放送基準54条に抵触するおそれがあると判断されることをそれぞれ指摘し、各放送局に対し、血液型によって人間の性格が規定されるという見方を青少年に

助長することがないよう要望するとともに、占い番組や靈感・霊能番組などの非科学的内容の取扱いについて、青少年への配慮を一段と強めるよう要請したものと認めることができる。

そうすると、未成熟な青少年の健全な育成を阻害しないという観点から本件要望が問題として指摘しているのは、根拠が明らかではないにもかかわらず広く流布していると認められる、血液型によって人間の性格が規定されるという内容の「血液型に対する一種の固定観念とでもいうべき考え方や見方」を実証済みであるかのように扱う番組のあり方についてであることは明らかであり、血液型と人間の性格、行動パターン、病気等との関係を学術的に研究する学問の存在自体を否定したり、これについても占いの類と同列であるとして否定的な評価をしたりするものではないし、学術的に裏付けられた内容で、しかも、青少年にも配慮して番組を製作することを否定する趣旨を含むものとは解されない。

したがって、本件要望が、統計学を駆使し、学術的に血液型人間学を研究しているという控訴人を侮辱したり、控訴人の名誉を毀損するものと解することはできないし、控訴人の表現の自由や幸福追求権を侵害するということもできない。

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、慰謝料の支払を求める控訴人の請求も、本件要望の取下げを求める控訴人の請求も理由がない。

3 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 生 島 弘 康

裁判官 土 田 昭 彦